

被害者支援 ニュース



公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第27号

2018.12.25 発行

公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

■巻頭言	フォーラム2018によせて	1
■特集	【フォーラム2018&平成30年度秋期全国研修会】	2~8
	フォーラム2018報告	2
	表彰式	3~4
	講演「被害者の声」	4~5
	パネルディスカッション「関係機関との連携の『これまで』と『これから』」	6
	秋期全国研修会（全体会）	7
	秋期全国研修会（分科会）	8
■お知らせ		8
■編集後記		8

巻頭言 フォーラム2018によせて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
副理事長 ● 三輪 佳久



- 1 犯罪被害者支援に関わる方々が一堂に会し、日本被害者学会、犯罪被害救援基金及び警察庁の方々が全国被害者支援ネットワークと共に主催となり、交流を深めている「全国犯罪被害者支援フォーラム」は、今年で23回目を迎えて開催することができました。これも、これまでの開催と同様に、被害者支援活動を支え、協力してこられた皆様方の御支援、御協力によるものであり、改めて深く感謝申し上げます。
- 2 本年のフォーラムは、全国被害者支援ネットワークが本年度で創立20周年を迎える記念すべき節目であり、これまでの犯罪被害者支援の歴史を振り返りつつ、さらなる今後の犯罪被害者支援の発展と充実を目指すものとして開催され、秋篠宮同妃両殿下の御臨席を賜り、進められました。
- 3 「被害者の声」として加藤裕司様の語る「明日に生きる」と題された内容は、最愛の長女を元同僚に殺された犯罪被害者御遺族の方のお話で、「父親は悲しみや怒りを胸に秘め、いまは支援する側で活動している。ただ無念の思いは自然とあふれ、会場はすすり泣きに包まれた。」（『遺族の思い 目を背けない』と題された読売新聞2018.10.21より）、最愛の娘が、ある日突然殺人事件の被害者となるという父親としての悲痛、残酷な体験と、将来に向けて「同じようなつらい経験をした犯罪被害者の家族の一人として、今後一人でも多くの不幸のどん底に突き落とされた方々を、精神的にも経済的にも支援していこう。これをもう20年続けていこうと考えました。」という言葉で語られた、会場からの感動と賛同の拍手に包まれた講演内容でした。

講演を聞かれた方の感想でも「母親の立場からの講演は聴いたことがありますが、父親の立場の話ははじめてでした。やはり母親と違う感情と責任が強く感じられました。」「被害者遺族の苦しみ、悲しみ、まるで自分が直体験をしているかのようにありありと想像す

ることができた。講演が終わったあともしばらく席を立てなかった。」「支援センターの一員として被害の早期段階からマスコミ対応や生活支援の支援をしてあげたかったという気持ちにもなりました。」「まだまだ道半ばとの思いでした。私も被害者支援施策にかかわる者として、明日を生きることをサポートしたいと思いました。」等の感謝と共感の感想が多く寄せられました。

犯罪被害者支援活動は、被害を受けた直後から途切れることなく被害者に寄り添い適切な支援で支えるということが、被害者支援の原点であることを改めて確認することができたのではないのでしょうか。

- 4 「関係機関との連携の『これまで』と『これから』」をテーマとするパネルディスカッションは刑事政策、被害者学が専門の川本哲郎教授をコーディネーターとして、警察庁、埼玉県庁、弁護士、いばらき被害者支援センターの各担当者が担当している支援活動の報告を行い、活発な活動論や政策論を展開していました。各パネリストがそれぞれの立場から、被害者支援の現場で感じる課題や関係機関との連携の大切さと困難さについて訴えていました。

会場からの感想では、埼玉県で行なわれている先進的な活動に対する賞賛、感嘆の声と共に、地方自治体の被害者支援活動に対する見解、姿勢に疑問を呈する声もあり、地方自治体の被害者支援活動にも温度差があることがうかがわれ、これからの被害者支援活動において、関係機関との連携の課題の一つになるのではないかと感じられました。

- 5 今回のフォーラムには約450名の皆様が来られました。本フォーラムに参加された皆様が、本フォーラムから犯罪被害者支援の重要性、必要性を再認識され、これからの犯罪被害者支援活動がさらに一層充実されることを衷心より願っております。

参加者の皆様どうもありがとうございました。

特集

フォーラム 2018 報告



フォーラム 2018 平井理事長による開会挨拶

被害者御遺族である加藤裕司さん(岡山県岡山市)が講演した「被害者の声」は、秋篠宮同妃両殿下に御臨席を賜り、全国の被害者支援センターや行政機関、警察などの関係者、一般の方も加えて約450名が傾聴しました。

全国犯罪被害者支援フォーラム 2018 プログラム 「被害者支援のあゆみと、これからの支援に向けて」

日 時：平成30年10月12日(金) 13:00～17:10

会 場：イイノホール

(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4階～6階)

主 催：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

日本被害者学会 公益財団法人犯罪被害救援基金 警察庁

後 援：総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省

内閣府男女共同参画局 公益財団法人日本財団 日本弁護士連合会

一般財団法人ひまわり基金 公益財団法人日工組社会安全研究財団

日本司法支援センター(法テラス) 一般社団法人日本臨床心理士会

フォーラム 2018「被害者の声」に御臨席の
秋篠宮同妃両殿下

平井紀夫理事長



黒澤正和専務理事

第1部

13:00－13:55	開会挨拶	全国被害者支援ネットワーク理事長	平井 紀夫
	来賓挨拶	国家公安委員会委員長	山本 順三
		日本弁護士連合会会長	菊地裕太郎
13:55－14:20	犯罪被害者支援功労者・功労団体・功労職員表彰 感謝状贈呈		
	休 憩		

第2部

14:20 - 15:15	被害者の声	「明日(あす)に生きる」	
	講演 被害者御遺族		加藤 裕司
15:15 - 15:30	休 憩		
15:30 - 17:00	パネルディスカッション 「関係機関との連携の『これまで』と『これから』」		
コーディネーター	京都犯罪被害者支援センター副理事長、同志社大学法学部教授		川本 哲郎
	いばらき被害者支援センター、NNVS 認定コーディネーター、臨床心理士		森田ひろみ
	埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課 主幹		川村 政生
	弁護士 千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会委員長 みどり総合法律事務所		伊東 秀彦
	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室 室長		丸山 彰久
17:00-17:10	閉会挨拶	犯罪被害救援基金専務理事	黒澤 正和

国務大臣・国家公安委員会委員長表彰・ 創立20周年特別表彰・犯罪被害者支援功労者表彰

国務大臣・国家公安委員会委員長表彰

犯罪被害相談員等の人材育成、被害者等の実情や支援の必要性に関する社会啓発活動等に積極的に取り組むとともに、関係機関・団体と連携して、我が国の被害者支援の推進に大きく貢献し、多大な功績がある団体に授与



山本順三大臣から授与された

※公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

創立20周年特別表彰

犯罪被害者等早期援助団体の理事長（代表理事を含む。）として、多年にわたり団体の運営、財政基盤の強化、人材育成、効果的な広報啓発活動等に関し、顕著な功労がある者に授与



(左から)西口さん、山本さん、久留さん

※公益社団法人なら犯罪被害者支援センター 西口廣宗さん
センター設立時より理事長を務める。奈良県下の市町村に対し、犯罪被害者等支援条例制定を働きかけ、現在16市町村の条例制定を実現し、連携協定を締結。法人賛助会員獲得など財政基盤確立にも貢献。

※公益社団法人広島被害者支援センター 山本一隆さん
センター設立時に理事長就任。幅広い人脈を活かし企業等からの財政支援を獲得。相談員等の人材育成や県民への広報活動に積極的に取り組み、支援体制、財政基盤を確立した。

※公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター久留一郎さん
センター設立時に理事長に就任し、現在に至る。財政基盤の強化に加え、相談員・支援員の人材育成のため自ら研修会の講師を務め、臨床心理士としてカウンセリングを行うなど多大な功労があった。

特別栄誉章

15年以上犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に授与



(左から)佐々木さん、鷺尾さん、大久保さん

※公益社団法人秋田被害者支援センター 佐々木桂子さん
センター設立時から直接支援、講話活動の他、街頭キャンペーンなど広報活動に積極的かつ真摯に取り組む。また、長年研修室長として後輩の指導育成に心血を注ぎ、本年4月からは性暴力犯罪被害者支援責任者として活躍。

※公益社団法人被害者支援都民センター 鷺尾洋子さん

平成13年1月より被害者支援都民センターの相談員として活躍。「命の大切さを学ぶ教室」等の講演、各種キャンペーン等での講演など啓発活動を実践。平成23年4月より相談支援室長代理として後進を指導。

※公益社団法人とやま被害者支援センター 大久保恵美子さん
犯罪被害相談員として支援活動に尽力し、被害者等に寄り添った支援を続けてきたほか、全国各地での講演や研修を通じた人材育成、助言指導、事例検討会等の講師として相談体制の充実と確立を図るなど、多大な貢献があった。

栄誉章

10年以上犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に授与



(左から)加藤さん、高橋さん、長谷川さん、金谷さん、林さん

※公益社団法人秋田被害者支援センター 加藤啓次郎さん
平成16年11月より支援活動、相談員活動をはじめ直接的支援活動に取り組む。平成20年から広報啓発室長として広報活動を積極的に牽引した。後進の指導育成にも心血を注ぎ、組織運営に長年に渡り大きく貢献した。

※公益社団法人みやぎ被害者支援センター 高橋加代子さん
平成19年より支援活動に従事。経験に裏打ちされた知識、技能を他職員に積極的に伝授し後継者の育成に精力的に取り組む。自治体設置の「いじめ問題対策委員会」の委員として、被害者支援の観点で意見を具中。

※公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま長谷川佐由美さん
平成16年4月より性犯罪を始め各種の犯罪被害者支援に尽力。性暴力、DV被害者に対する支援は他の支援団体の模範とされる。平成24年4月関越自動車道バス事故、平成26年12月群馬県前橋市強盗殺人事件の被害者支援に尽力。

※公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 金谷祐子さん
平成16年2月のセンター設立時より、相談員として支援活動に取り組む。支援対応は被害者のみならず同僚からも賞賛を得ている。自助グループ運営、新人研修責任者を担い、犯罪被害者支援に取り組む姿勢は他の職員の模範。

※公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 林 貴子さん
平成16年のセンター設立時から支援活動に取り組む、他の支援員の模範的かつ指導的存在である。また、人権団体や各関係団体での被害者支援の講演により、広報啓発活動に大きく寄与。

犯罪被害者支援功労職員表彰

全国被害者支援ネットワーク又は都道府県各センターにおいて、犯罪被害者支援の維持、発展に顕著な功労があったと認められる職員に授与



(左から)田原さん、福田さん、金木さん、佐々木さん、池田さん

※公益社団法人いばらき被害者支援センター田原純子さん

センターの事務職員として、公益社団法人への移行に際し、会計処理基準を見直し公益法人会計基準に適合する規程に改めた。後進の育成にも努め、広報グッズ・備品調達など、同センター運営に貢献。

※公益社団法人被害者支援センターすてつづぐんま 福田翔子さん
平成18年10月より事務職員として、会計・経理を担当し、予算策定から執行管理の他、被害者講演会等のイベントでも幅広く活躍。平成27年6月「群馬県性暴力被害者サポートセンター」に係る業務も担当。

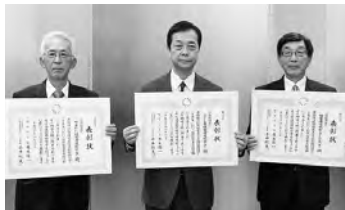
※公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 金木恵理さん
平成19年10月より事務職員として、強い責任感の下、事務処理関係全般に精励。平成28年のセンターホームページのリニューアルや昨年2月のメールマガジン配信開始において、リーダー的存在として大きく貢献。

※公益社団法人被害者支援センターやまなし佐々木由紀さん
センターの設立準備段階から事務職員として、公益法人への移行、早期援助団体指定等に尽力。支援員・相談員となり、支援局長を経て今年度より統括コーディネーター兼やまなし性暴力被害者サポートセンター長を担う。

※公益社団法人広島被害者支援センター 池田ゆみさん
平成19年5月より事務職員として、早期援助団体の指定を受けるため、自らも養成講座を受講し、支援活動も積極的に担当し、被害者の信頼を得ている。事務局運営を始め、財政基盤や支援体制の安定にも大きく貢献。

犯罪被害者支援功労団体表彰

民間被害者支援団体として、10年以上犯罪被害者支援活動に尽力、かつ、犯罪被害者早期援助団体として指定を受けてから5年以上が経過し、顕著な功労が認められる団体に授与



(左から) やまがた、ふくしま、とちぎ

※公益社団法人やまがた被害者支援センター

平成16年5月に被害者支援センターやまがた設立。平成19年4月にやまがた被害者支援センターに改組、同11月に犯罪被害者等早期援助団体指定を受ける。平成28年4月より性暴力・性犯罪被害相談のワンストップ支援センターを運営。

※公益社団法人ふくしま被害者支援センター

平成19年7月に設立。平成21年3月、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける。長年、犯罪、交通事故等の被害者等

に対し、精神的支援その他各種支援を実施され、被害者支援意識の高揚に寄与。

※公益社団法人被害者支援センターとちぎ

平成17年5月に設立。平成21年7月に犯罪被害者等早期援助団体指定を受ける。事件・事故等の被害者等に対して、各種支援活動を行い、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、地域の安全に寄与。

感謝状贈呈

全国被害者支援ネットワーク又は犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害者支援活動に関し、多大な協力及び貢献したと認められる個人又は団体に贈呈



(左から) セレモアさん、アルプスさん、セキスイハイム東海さん、後藤さん
※小島さんは都合により御欠席

※東京都立川市

株式会社セレモアさん

被害者支援都民センター設立の平成12年から正会員として活動を支援。高額寄付の他、平成18年からは、毎年敷地内において地域とのふれあいをテーマに、大感謝10円チャリティーを開催し収益金を寄付をされました。

※山梨県中巨摩郡

株式会社アルプスさん

被害者支援センターやまなし設立と同時に三澤氏以下複数名がボランティア支援人として支援活動に協力。同センターの財政課題に接し、会社として財政的支援の必要性を認識され、平成25年度以降、高額寄付を継続されました。

※静岡県浜松市

セキスイハイム東海株式会社さん

平成22年11月から「社会貢献活動」を社会的使命として捉え、静岡犯罪被害者支援センターへの支援をグループ会社等の全社員に呼び掛け、展示会や協力会社101箇所に「犯罪被害者等支援募金箱」を設置。財政支援に貢献されました。

※岐阜県羽島郡

小島 良さん

犯罪被害者等の置かれている状況に心を痛め、犯罪被害者支援講演会等に足を運ぶ。ぜひ犯罪被害者支援センターの財政状況に着目し、平成28年、29年には多額の寄付金をされ、支援事業の充実と発展に多大な貢献をされました。

※広島県広島市

後藤信行さん

平成24年5月に広島被害者支援センター理事就任。センターの共同募金活動と連携した「社会課題解決プロジェクト募金」で、毎年自ら経営の会社からの寄付と協力企業等からも多額の寄付金を集めるなど財政基盤確立に貢献されました。

被害者の声

『明日(あす)に生きる』

講演者：加藤 裕司さん(犯罪被害者御遺族)

岡山県岡山市在住。2011年9月、加藤さんの長女みささん(当時27歳)は元同僚の男に殺害されました。加害者は裁判員裁判で死刑判決が言い渡され、死刑が確定(17年7月執行)しました。事件で最愛の娘を奪われた裕司さんは、行方不明から遺体との対面、被害者参加制度を利用した裁判員裁判、死刑判決から刑の執行に至るご自身の体験や心情、そして同じ境遇の犯罪被害者を支える活動に取り組む現在のお気持ちまで、ありし日のみささんの写真や事件を伝える新聞記事の画像とともに話されました。

「この写真は娘が亡くなる2時間ほど前、同僚の送別会の一コマです」。加藤さんがまず会場に示したのは、IT会社の総務で働くみささんが、同僚とともに笑顔でVサインする姿でした。長男が他都市に住み、みささんご両親の3人暮らし。中小企業のコ



事件について語る加藤さん

ンサルタントとして働く裕司さんは、まるで姉妹のような母娘の間に立ち入れないもどかしさを感じながらも、父親として健やかに成長した愛娘をまぶしく、誇らしく、いとおしく思っておられた穏やかな日々がうかがえます。結婚も決まり「バージンロードを一緒に歩くんだ」とひそかに願っていたそうです。

連絡がない・・・高まる不安と心配

2011年9月30日金曜の夜、みささんは仕事のあと帰宅せず、翌日夕になっても連絡がないため「何かが起こったに違いない」と、両親は警察へ出向きました。

翌日曜の朝、警察からみささんの車が発見されたとの一報。鑑識の結果、みささんは金曜夜に車のところに来ていないことがわかり、続いて同署で見せられた1枚の画像には、白いシャツの男の後ろを歩くみささんが、「知らない男性にノコノコついて行くような娘ではない。この男は一体誰なんだろう」。一気に心配と苦しみが高まります。「心配で心配でたまらなくなり、何もできないもどかしさに涙が止まりません」「仕事に行ってはすぐ戻り、食事は喉を通らず、寝ようとしても眠れません。食べている場合か、寝ている場合かという自分の声が耳につき、何を食べたのか、記憶にありません」。

間もなく、会社の倉庫に残された血液がみささんのものと判明します。「ケガをしたまま連れ回されているのだろうか。どうか無事でいてほしい。そう願うしかなく、どうすることもできない無力感に胸が張り裂けるような日々でした」と加藤さん。

最悪の報・・・変わり果てた姿に

1週間後の夜、県警の課長が来訪し「とても残念なお知らせをしなくてはなりません」と切り出した。大阪でみささんの会社の元同僚・住田紘一を逮捕したこと、住田は会社の倉庫でみさんを殺害し、遺体を大阪に持ち帰り、近くに借りた車庫で解体、遺棄したことを伝えます。「妻はワァーッと泣き崩れ、私自身はとてつもなく強い力で押さえつけられた感じを受けました。つらい、悲しいとかの言葉で表すことができない、何とも言いようのない複雑な感情に襲われていました」。涙がとどめなく流れ、ひと言も発することができない。「私たち夫婦は目線を合わすことができず、背中を向けたまま何時間も過ごしました」。それほど衝撃が大きかったのです。

約2週間後、遺体の引き取りに訪れた警察でも、つらい思いをします。「えっ、これがみさなのか」。残された遺体は腰のまわりの一部の肉体だけ。持ち上げると「生まれてきた時に抱き上げた重さより軽いものでした」。

裁判員裁判・・・必ず死刑判決を

裁判員裁判がようやく始まったのは約1年4カ月後。加害者が半年後に供述を変え再捜査が行われたため、みささんは「強姦されたうえに遺体をバラバラにされ捨てられた、と検事さんから知らされ、再度、深い悲しみと怒りに包まれました」。そこから「住田を決して許さない。必ず死刑判決を受けさせる」と決意した加藤さんは裁判での闘いに立ち向かいます。週のうち4日を勉強に当て、裁判員裁判の仕組み、戦後の悪質事件を扱った本など約200冊、平成19年から23年までの重篤事件の第一審判決、懲役15年から死刑判決までの主文、精神情状鑑定に備え精神医学の本などを読み漁り「万全の

準備」をしました。また裁判は死刑判決の判断基準とされる「『永山基準』との戦いでもありました」と加藤さん。殺害された被害者が3人以上で初めて死刑とされ、「初犯で一人の殺人」の住田被告は「無期懲役」との大方の予測に加藤さんは「納得がいきませんでした」。被害者参加制度を利用した陳述では「娘さんの代わりにお父さんが声を出すのですよ、との検事さんの声がとても励みになりました」と振り返ります。

判決は望んだとおりの「死刑」だったが、加藤さんの胸の内は治まらなかった。花一輪、線香一本、手紙一通さえ寄せられない加害者に「心からの反省、謝罪、償いがない限り、許すことはできない。どうにかして償いの気持ちを起こさせたい。少しでも人間らしい気持を取り戻し、苦しみ、苦しんだ上で死んでいてもらいたい」と願ったそうです。

復讐を超え・・・同じ被害者のために

ところがある時「友人のひと言で目が覚める思いがしました」。友人は「娘さんは復讐してくれと言っているのか」「それで喜ぶのか」と問いかけたのです。「控え目で心根の優しい娘、他人の悪口を一度も聞いたことがない。毎年献血を続け、老人ホームでボランティアの演奏活動を行っている娘が、果たして復讐を望んでいるでしょうか。望んでいるわけがない、と思いました」。

そして「どうすれば天国の娘に誇らしい父親と言えるだろうか」と考え続けた加藤さんが得た結論は「犯罪被害者の家族として、不幸のどん底に突き落とされ、同じように苦しんでいる方々を一人でも多く支援していこう。自分の命が尽きた時、天国の娘と再会し『お父さん頑張ったね』と言ってもらえるように頑張ろう」との決意でした。死刑執行はこの7年、毎朝昼晩と欠かしたことがないお墓参りから帰る途中、新聞記者の電話で知りました。加藤さんは驚くほど早い執行と思ったが「死刑執行そのものの行為には全く関心がありませんし、何の感慨もありません」と答えました。ご家族も「これで(住田と)同じ空気を吸っていると思わなくていい」という印象だったそうです。

明日へ・・・犯罪生まない社会を

加藤さんはこれまで支援してくれた警察やみささんの会社の上司、裁判の関係者、被害者支援団体の人たちに加え、自らも会員になった「全国犯罪被害者家族の会(明日の会)の先人・先輩の方々」を挙げ、感謝の気持ちを丁重に述べました。みささんの彼氏にも「娘を愛してくれてありがとう」と語りかけました。

最後に、自らの明日については、ことし6月3日、18年間の活動の幕を下ろした「明日の会」を継承発展させようと関西周辺のメンバーとともに「つなぐ会」(「犯罪被害者の会」)を結成するとともに、地元岡山では被害者サポートセンターおかやまの理事として活動し、「一人でも多くの犯罪被害者の家族を支援したい。目標として100人以上を救おうと決意しています」と。そして「犯罪被害者の権利を確立させるだけでなく、犯罪を生み出さない社会の実現を目指して頑張っていきたい。残された人生をかけて犯罪を生まない社会づくりに取り組みたい」と固い決意を示されました。講演を通して愛娘とともに明日に生きようとする父親の毅然とした姿が聴衆の胸に迫り、深い感銘を与えました。

パネルディスカッション「関係機関との連携の『これまで』と『これから』」

パネリスト：いばらき被害者支援センター理事、NNVS認定コーディネーター、臨床心理士 森田 ひろみさん
 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課主幹 川村 政生さん
 弁護士、千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会委員長、みどり総合法律事務所 伊東 秀彦さん
 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室室長 丸山 彰久さん
 コーディネーター：京都犯罪被害者支援センター副理事長、同志社大学法学部教授 川本 哲郎さん

コーディネーターの川本さんは、犯罪被害者支援における関係機関の連携の重要性について、5年前や昨年のフォーラムでもテーマに取り上げていることなどを示しながら「このパネルディスカッションでは、これまで連携がどんな形で行われてきたか、民間支援団体、弁護士、行政、警察とそれぞれの立場から報告していただき、これからの課題や展望を探っていきたい」と提起した。

いばらき被害者支援センターの森田さんは、民間支援団体である全国48支援センターの支援状況を紹介し、関係機関との連携では、これまで直接的支援の多くが裁判・司法関連で、警察、検察、裁判所、弁護士、法テラス等との連携が密になっているが、最近は日常生活を支える支援が増え、行政機関、医療機関や地域コミュニティとの連携が不可欠と指摘した。そのうえで、よりよい連携には支援センターが被害者・家族に関係機関を紹介するだけでなく、まず被害者と信頼関係を築き「信頼できるセンターが紹介してくれた機関だから信用できる」という風に「信頼のバトンをつなぐ」役割と、関係機関の多様な情報や専門用語を整理・説明するなどして、「被害者の決定を支える役割」が重要と強調した。

弁護士の伊東さんはご自身も兄を強盗殺人事件で亡くした被害者遺族の一人として、弁護士による被害者支援がこれまでの裁判を中心とした法的支援から、民事訴訟や示談交渉、マスコミ対応などに広がっている現状を報告した。ただ、弁護士の役割が行政機関や一般市民に十分には知られていないため「利用や連携が進まないおそれがある」と指摘するとともに、弁護士の側も生活支援については知識やパイプに乏しいこと、多くの自治体は被害者支援の体制が不十分なことなどを挙げ、総合的で重厚な支援の実現には、関係機関が相互理解を深め「いつでも、どこでも、何でもつながることができる関係の構築を」と述べた。

埼玉県で被害者支援にあたる川村さんは、県と県警、埼玉犯罪被害者援助センターを同じビルのワンフロアに集めた「彩(さい)の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」を紹介。情報共有や支援のすり合わせなど三者のスムーズな連携で被害者のニーズに沿った支援を進めている実情を示した。また、今年3月30日に施行された埼玉県犯罪被害者等

支援条例で「支援の推進体制の整備」が条文化されたのを受け、関係機関の連携や市町村窓口の充実策など具体的な取り組みについて説明した。今後の連携としては「家事支援など日常生活の支援には、そのスキルを持っている社会福祉協議会に働き掛けたい」と新たな連携先にも言及した。

警察庁の丸山さんは、連携の一つの形として犯罪被害者等早期援助団体である各支援センターへの警察からの情報提供が平成29年度に全国で1200件にのぼることを報告。また被害者等が医療や福祉・行政などの関係機関を利用する際の各種公費負担制度による支援や、警察庁が行った調査結果に基づき、医療負担で利用できる制度など関係機関の必要な情報を被害者等に届ける冊子作りの試行について紹介するとともに、警察本部、警察署単位に関係機関・団体が連携・協力する「被害者支援連絡協議会」を設置し「地域ネットワークをつくって被害者支援を推進している」と連携強化の方向を示した。

これらの発言を受け、川本さんは「連携がここまで進んできたのは皆さんの努力のおかげだが、完成にはまだまだ遠い。問題は、連携機関の数が増えると密度が薄くなり、なかなか詰めた議論ができなくなる。かといって少数では広がりやを欠く。どのように被害者のニーズに沿った質の高い支援、途切れのない支援に結びつけるか、そのためにどう工夫していくか、これからの課題だが、やはりキーワードが連携であることを心に留め、支援の充実に努めていただきたい」と結んだ。



各機関の現状とこれからの連携に必要なことを議論したパネルディスカッション

平成30年度 秋期全国研修会

10月13日(土)・14日(日)の両日に渡り、機械振興会館(東京都港区)において、全国の被害者支援センターや行政、警察関係者などの関係機関から分科会Ⅰ約270名、分科会Ⅱ約250名、全体会約210名に御参加いただき、平成30年度秋期全国研修会を開催しました。

全体会報告 テーマ「支援センターのこれから」～人材育成、財政的基盤の確立～

全国被害者支援ネットワーク理事 真嶋 浩(くまもと被害者支援センター専務理事)

全体会では、支援センターのこれからに向けて、活動継続の生命線となる二つの課題である「人材育成」と「財政的基盤」についてのパネルディスカッションが、関根剛全国被害者支援ネットワーク理事(大分被害者支援センター副理事長)のコーディネートにより行われた。

両課題は、それぞれの支援センターが抱える「運営面」「活動面」における重要課題であるが、これを一つのテーマとして参加者全体に向けて論ずることは本研修会の大きなチャレンジといえるものである。

まずはディスカッションのベースとして、それぞれの現状について発表がなされた。

遠藤えりな NNVS 認定コーディネーター(ひょうご被害者支援センター)は、人材育成の難しさについて、全国的な傾向として養成講座の受講者が少なく、また、せっかく育ってきた支援員が辞めてしまうなど養成講座からの定着率が低いことを説明し、支援員が活動を継続するための工夫を課題として掲げた。

次に、岡野政義全国被害者支援ネットワーク理事(広島被害者支援センター専務理事)は、全国の支援センターの財政状況を統計で示しながら預保納付金助成に頼らざるを得ない厳しい現状を示した上で、活動数の増加を支える運営基盤づくりが重要であるとして、財源確保に向けての様々な知恵と努力を語った。

いずれの発表も、それぞれの部門におけるスペシャリストの情熱と信念を感じさせる語りであって、それぞれの重要性を十分に感じ取れたが、現状に関する発表はそれぞれ独立した課題との印象に留まった。しかし、これからの方向性に発表が及ぶなかで、コーディネーターの質問に導かれて二人の発言は次第に熱を帯び、テーマに込められた意図が明確となった。

遠藤相談員は、支援員を辞めさせないためには、処遇を改善しなければならないし、士気を上げるための工夫が必要であることを力説し、予算面も含めた運営に及ぶ視点について示唆した。

また岡野理事は、財政基盤確立に向けての関係先への要請や折衝に際して、ベースとなる活動実績や活動の中身が重要であり、それを十分に把握しておくことが最後にものを言うことを情熱的に訴えた。



関根ネットワーク理事がコーディネートした全体会。パネリストの岡野ネットワーク理事、遠藤 NNVS 認定コーディネーターから実例を交えて内容の濃い発表がなされた。

二人の発表を受けて、結びに関根理事は、支援員が辞めていかないためには、お金だけではない処遇面での様々な配慮が必要ではあるが、それとともに支援活動が負担にならないレベルの待遇もまた重要である。つまり、支援活動の歯車を進めるには、支援センターが安定して運営されていくことが必要であって、財政的問題というものは切り離しては考えられない。これら二つの課題は支援センターを動かすにあたって、お互いに理解しシンクロしないと動かない一体のものである。運営に関わる者と支援に携わる者がお互いに関心を持って情報交換をしリスペクトすることが重要である。支援センターのこれからは、まずは内部の連携に伴って支援活動を発展させることであって、それが、つぎのステップアップに繋がっていくと語りかけた。

登壇者の3人は、夢物語ではなく、愚痴でもなく、現実的に今からやれること、やらなければならないことを明らかにしたいとその場に臨んだが、全国ネットワークが掲げる高き理念と明確なビジョンの実現に向けて、それを支える足元に視点を広げて理解と信頼を促すディスカッションが展開され、「支援センターのこれから」に向けての気づきの機会が創出されたことを感じ取らせていただいた。

あらためて、全体会を企画構成した関係者に拍手を送りたい。

平成30年度 秋期全国研修会

分科会報告

全国被害者支援ネットワーク理事 浅利 武(紀の国被害者支援センター業務執行理事)

午前の部(10:00～11:40)の6つの分科会参加者は270名で、それぞれの分科会【Ⅰ-1「少年事件被害者への支援の留意点」・Ⅰ-2「交通事故被害者への福祉的、経済的、精神的な3つの生活支援」・Ⅰ-3「被害者支援の倫理-倫理調査のシミュレーションを通して」・Ⅰ-4「刑事手続における民間支援団体との連携」・Ⅰ-5「精神疾患等の基礎知識-支援の際の見立てと対応」・Ⅰ-6「グリーフケアを中心とした被害者遺族へのアプローチ-遺族の悲嘆反応とその支援の方法について」】に分かれ、学際的な知識の習得を中心とした多彩な講師陣による研修で、行政関係者等関係機関の方々と一緒に被害者支援について色々な角度から多くのことを学ぶことができました。

午後の部(13:00～16:30)の6つの分科会参加者は251名で、それぞれの分科会【Ⅱ-1・3「性被害者への支援-初期対応・中長期対応について」・Ⅱ-2「グループ討議やロールプレイを交えた被害者電話相談における対応の仕方、対応困難例への対処の仕方」・Ⅱ-4「参加者のアンケートを基にしたセンター間の共同支援」・Ⅱ-5・6「関係機関との連携-生活支援・被害者対応における守秘義務」】に分かれ、支援現場の活動に即したカリキュラムを基にNNVS認定コーディネーター(10名)が講師となり、沖縄・埼玉・福岡・みやぎ・かごしまの各センターの犯罪被害相談員も加わりそれぞれの科目についてご講義(グループワークと発表含む)をいただきました。

どの分科会も熱気にあふれ講師と参加者が一体となった研修が行われました。

本年度は新しい試みとして各支援センターに所属する臨床心理士・社会福祉士・精神保健福祉士・精神科医(参加者26名)を対象に、犯罪被害者等の精神的回復に向け専門的な精神的支援の役割を目的としたⅠ・Ⅱ-7「心理的支援専門職実務研修-講義とグループワークを通して」も行われました。

参加された皆さまには実り多き研修会だったと思います。分科会への参加を機に、全国どこでも同じ支援の出来る人材として、各支援機関の皆さま方と連携し被害直後から被害に遭われた方やそのご家族又はご遺族の方々にそっと寄り添い、ニーズに応じたきめ細やかな総合的な被害者支援に取り組んでいただけることをお願いし、分科会の報告とします。



初めて開講した心理的支援専門職実務研修の様子(分科会Ⅰ)



性被害の支援についてグループ単位で議論を交わす(分科会Ⅱ)

～分科会参加者の声～

- 支援対象者の中には精神疾患の方も多く、専門家から「精神疾患等についての基礎知識」の講義を受け、先入観を排除することができ、新たな知見があり参考になりました。(Ⅰ-5 精神疾患等についての基礎知識)
- 「あなたの話を聞いていますよ」ということを言葉や声のトーン、強弱で表し、気持ちを込めて話をすることを学べ、被害者に向き合っているのは他の誰でもない、相談員自身であるということを再認識できました。(Ⅱ-2 被害者電話相談の特殊性)
- 被害者支援部門における日本で初めてのピアサポートに着眼した研修であり、各県の実情が見えたこと、知識の要素など、素晴らしい分科会でした。(Ⅱ-7 心理的支援専門職実務研修)

お知らせ

●「被害者支援テキスト」発行

ネットワークでは今年8月に「被害者支援テキスト～支援に携わる人たちのために～」(知識編・実践編)を発行しました。前回のテキスト発行より6年ほどが経ち、時代に沿った内容のテキストに刷新するため、執筆者とプロジェクトチームの皆様にご尽力いただきました。支援活動や養成研修の一助になれば幸いです。

●新 NNVS 認定コーディネーターの紹介

9月19日、新たに1名のNNVS認定コーディネーターが認定されました。あおもり被害者支援センターの工藤美貴子さんです。工藤さんには、10月14日の秋期全国研修会で平井紀夫理事長から認定証が授与されました(写真)。工藤さんのコーディネーターとしての活動は来年4月からで、来年度は計13名になる予定です。



編集後記

次回発行予定日 2019年3月

● 特集 ●

性暴力ワンストップ支援センター稼働状況レポート

■「全国犯罪被害者支援フォーラム2018」及び「平成30年度秋期全国研修会」へのたくさんの御参加、感謝申し上げます。今年度のフォーラムは、秋篠宮同妃両殿下の御臨席を賜りました。当法人の20周年の節目ということで、これまでの犯罪被害者支援を振り返り、またこれからの支援活動に必要なことについて議論をする場となりました。今回議論されたことが、これからの支援活動に活かされ、被害者の方が新しい日常生活をスタートする一助となればと思います。(H.T)